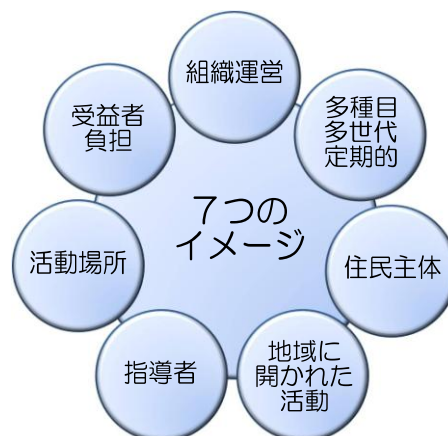


神奈川県における総合型地域スポーツクラブの考え方

神奈川県として、総合型地域スポーツクラブに対するイメージを統一し、創設を目指す皆さんと同一の目的に向かって協働歩調を歩んでいくことが必要であるとの判断から、次のように総合型地域スポーツクラブを考え、自治体やクラブ等への参考指針としています。

なお、この考え方は、総合型地域スポーツクラブのイメージの共有化を目的とするものであり、総合型地域スポーツクラブの指定や認定とは異なるものです。



1 クラブ組織の設立総会を行い、規約・会則・定款等に基づいた組織運営が行われること。

2 地域に開かれた活動を行うこと。

※地域に開かれたとは、クラブの活動内容の広報や会員の募集を随時行っていることやクラブの活動に非会員がいつでも参加できるよう便宜を図っていることなどを言います。

3 地域住民の多様なニーズに対応するため、複数種目及び複数世代で定期的に活動すること。

※複数種目とは、スポーツ活動を含んだ二つ以上の種目や分野（文化活動を含む）で活動していることを言います。

※複数世代とは、大凡の区分けとして、子ども・大人・高齢者などの世代を言います。

※定期的とは、概ね週1回以上活動していることを言います。

4 会員から会費を徴収している。または、参加者から参加費を徴収すること。

5 実施種目の指導者を配置すること。

※配置とは、定期的な活動に協力してくれる指導者の有無を言います。

6 定期的に活動する場所を確保すること。

※活動する場所とは、占有、借用の別は問いません。

7 地域住民の自主的な活動を基本とし、営利を目的とした活動でないこと。